

特定教育・保育施設の利用定員等について

1. 概要

市町村長が施設型給付費の支給にかかる施設として確認する「教育・保育施設」においては、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により利用定員を定めようとするときは、児童福祉審議会等での意見聴取を必要とする。

【認定区分と対象施設】

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	3～5歳		0～2歳
保育の必要性	保育の必要性なし	保育の必要性あり	
利用対象施設・事業	幼稚園 認定こども園	保育所 認定こども園 幼稚園+預かり保育	保育所 認定こども園 地域型保育事業

2. 公立保育所（定員変更）

施設名	設置主体	住所	3号定員			2号定員			定員（人）	変更時期	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳			
変更前	松ヶ丘保育所	松戸市	松戸新田	0	0	19	32	33	21	105	R5.4
変更後				0	0	0	31	34	35	100	
変更前	新松戸南部保育所	松戸市	新松戸南	0	0	20	39	39	27	125	R5.4
変更後				0	0	0	38	40	42	120	
変更前	牧の原保育所	松戸市	牧の原	0	0	22	45	47	36	150	R5.4
変更後				0	0	0	50	50	50	150	
変更前	六実保育所	松戸市	六高台	9	30	30	31	32	33	165	R5.4
変更後				9	27	28	31	32	33	160	
変更前	八柱保育所	松戸市	日暮	9	26	27	31	31	31	155	R5.4
変更後				9	24	24	31	31	31	150	
変更前	新松戸中央保育所	松戸市	新松戸	9	24	24	29	29	30	145	R5.4
変更後				9	21	22	29	29	30	140	
変更前	古ヶ崎保育所分園	松戸市	古ヶ崎	6	15	19	19	20	20	99	R5.4
変更後				6	12	13	19	20	20	90	
増減数				0	△ 11	△ 74	3	5	43	△ 34	

3. 民間保育園

建替えによる定員変更

施設名	設置主体	住所	3号定員			2号定員			定員（人）	変更時期	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳			
変更前	いわさき保育園	社福	西馬橋	6	6	12	20	23	23	90	R5.4
変更後				6	12	15	25	25	25	108	
増員数				0	6	3	5	2	2	18	

4. 幼稚園

定員変更

施設名	設置主体	住所	1号定員			定員（人）	変更時期	
			3歳	4歳	5歳			
変更前	聖ミカエル幼稚園	宗教	松戸	10	12	13	35	R5.4
変更後				4	4	7	15	
増員数				△ 6	△ 8	△ 6	△ 20	

※聖ミカエル幼稚園については令和7年度いっぱい閉園予定のため、次年度以降の受け入れはせず、段階的に定員減となる見込みです。